

所得格差に関する現状と課題

第二特別調査室 まえだ やすのぶ
前田 泰伸

はじめに

我が国は、戦後の高度経済成長を経て、「一億総中流」という言葉に象徴されるように、世界でまれに見る平等社会を作り上げたとされてきた。バブル経済崩壊以降、深刻な不況が続くとともに、世界的にIT化やグローバル化が進展してきたが、最近では、景気回復が見られる中であって、経済格差の拡大を指摘する声が上がっている。

経済格差の拡大については、各種統計におけるジニ係数¹の上昇から格差の拡大を危惧する見解がある一方で、ジニ係数の上昇の主な要因は高齢化や世帯規模の縮小であり、実質的な格差は広がっていないという見解もある。ただし、20代や30代の若年層における格差の拡大に注意を要することについては、大方の意見が一致している。

政府は、統計データから格差の拡大は確認できないという見解であり²、第164回国会においては、小泉内閣総理大臣から「統計データからは、所得再分配の効果や高齢者世帯の増加、世帯人数の減少といった世帯構造の変化の影響を考慮すると所得格差の拡大は確認されない」としつつ、「将来の格差拡大につながるおそれのあるフリーター、ニート等、若年層の非正規化や未就業の増加、生活保護受給者の増加、また東京などの都市と地方の格差といった最近の動きには注意が必要」であるとの答弁がなされている³。

参議院経済・産業・雇用に関する調査会においても、本年2月、経済及び所得格差問題について、3名の参考人を招聘し、調査を行っている⁴。

OECD（経済協力開発機構）が7月に発表した対日経済審査報告では、我が国の相対的貧困率やジニ係数の上昇が指摘されており、『平成18年度年次経済財政報告』（内閣府）、『平成17年版労働経済の分析』（厚生労働省）では、格差の拡大に関して一節を設け、分析・解説が行われている⁵。

このように、格差の拡大に関する議論が行われているが、格差といっても、消費、所得、資産等、いろいろな観点から考えることができ、最近では、大都市と地方の地域格差も問題とされている。本稿では、格差の問題のうち、所得格差を取り上げ、検討することとしたい。

1. 所得格差の動向

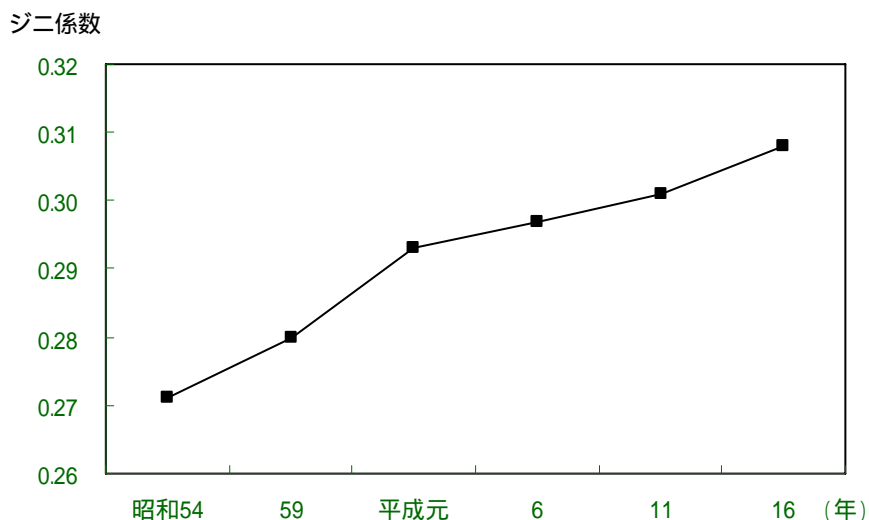
(1) ジニ係数の推移

格差を示す代表的な指標として、ジニ係数がある。各種統計においては、ジニ係数は、1980年代以降、穏やかな上昇傾向にあると言われているが、まず、調査対象世帯数が約6万と多く、直近の調査が平成16年と新しい全国消費実態調査を用い、全体的な傾向を確認することとしたい。

図1は全国消費実態調査より算出されたジニ係数のグラフである。ジニ係数は緩やかな上昇傾向にあることが分かる。このような傾向は、他の統計においてもほぼ同様である

が、算出されるジニ係数は、統計によってばらつきがある。これは、統計によって所得の概念や調査対象等に違いがあるためであり、ジニ係数を見る場合には、このような違いにも注意が必要である⁶。

図1 全国消費実態調査（二人以上世帯）におけるジニ係数の推移



（出所）『全国消費実態調査』（総務省）より作成

（2）ジニ係数上昇の要因

ジニ係数の上昇の主な要因は、高齢化の進展により、もともとグループ内で不平等の度合いの高い高齢者の全人口に占める割合が高まったこと、世帯規模の縮小により、所得が低い世帯が増加したことであると言われている。

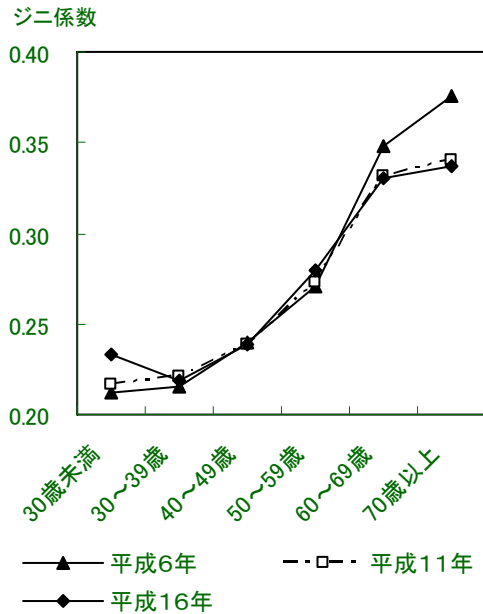
全国消費実態調査により年齢階層別にジニ係数を算出すると、高齢層になるほどジニ係数が上昇する傾向にある（図2）。年齢別の人口構成割合を見ると、高齢化により若年層の比率が減少し、高齢層の比率が増加しているが、このように、ジニ係数の高い高齢層の人口に占める割合が高くなったことが、全体としてのジニ係数の上昇の要因であると考えられる⁷。なお、高齢層内部ではジニ係数は縮小しているが、これには、公的年金制度への加入期間が長い世代が引退し、勤労収入のある高齢者との格差が縮小したこと等の要因が考えられる⁸。

ジニ係数上昇の要因に世帯規模の縮小が挙げられるのは、統計調査が世帯単位で行われるため、世帯が小さくなると、見かけ上、所得の低い世帯が増え、結果的にジニ係数が上昇するからである。図4は、世帯人数別の全世帯に占める割合を示したものであるが、この10年で、世帯人員が3人より多い世帯の割合は低下し、3人より少ない世帯の割合は上昇したことが分かる。また、1世帯当たりの平均人員は、平成7年が2.82人、平成12年が2.67人、平成17年が2.60人と⁹、減少を続けている。

このように、ジニ係数の上昇の要因は、人口の高齢化と世帯規模の縮小で説明できる

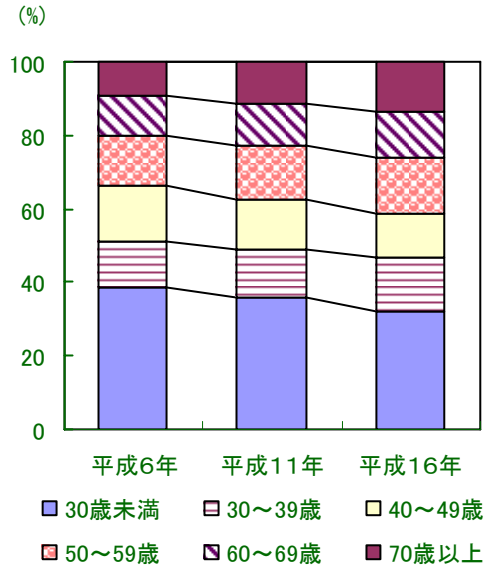
とされてきた。しかし、年齢階層別ジニ係数では30歳未満の若年層で上昇が見られるなど、高齢化や世帯規模の縮小だけでは説明できないジニ係数の上昇も懸念される。

図2 年齢階層別ジニ係数の推移



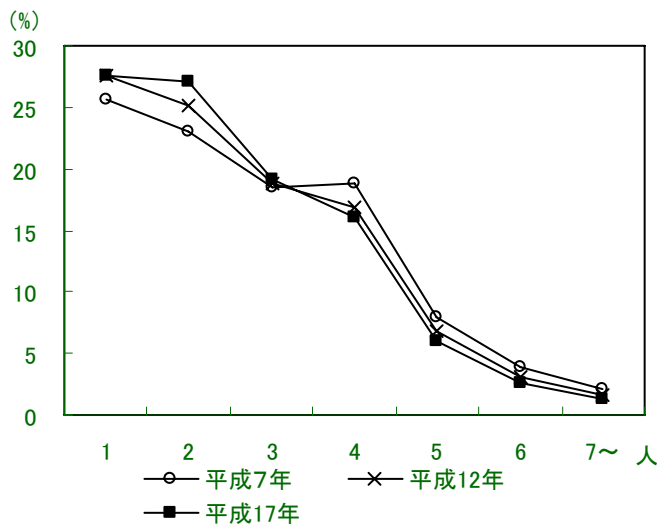
(出所) 『全国消費実態調査』 (総務省) より作成

図3 人口構成割合の推移



(出所) 『人口推計年報』 (総務省) より作成

図4 1世帯当たり人員数別の全世帯に占める割合



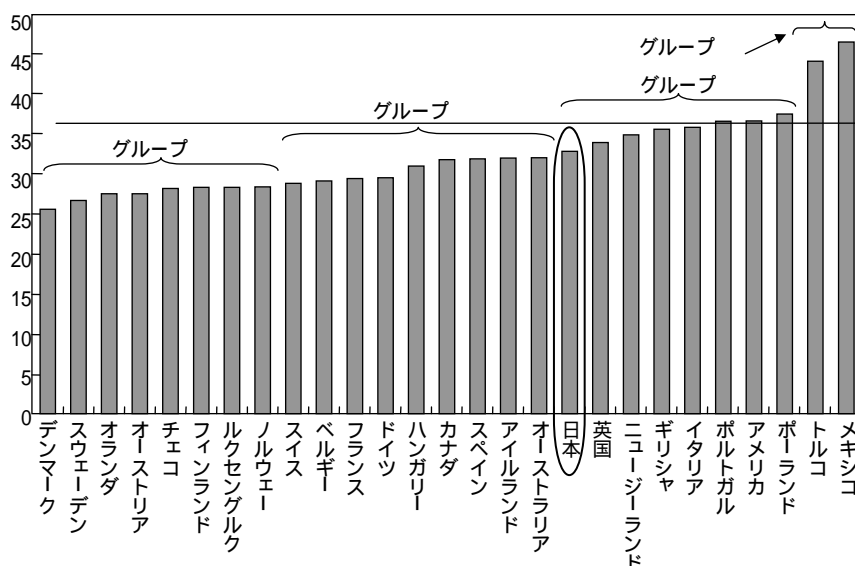
(出所) 『国勢調査』 (総務省) より作成

(3) 所得格差の国際比較

我が国のジニ係数は1980年代から上昇してきたが、国際的な水準で見ると、OECD

諸国の間では中位程度で、平均値をわずかに上回る程度とされている。国別に見ると、英国やアメリカよりも低い、スウェーデン、デンマーク等の北欧諸国のほか、フランス、ドイツ等の西欧諸国より高くなっている。

図5 ジニ係数の国際比較



- (備考) 1. グループ： 北欧諸国を中心とする下位グループ、 西欧諸国を中心とする中下位グループ、 米英諸国を中心とする中上位国グループ、 上位グループ。
 2. 家計可処分所得を用いている(世帯人員調整後)。
 3. 数値は2000年の値。ただし、オーストラリア、オーストリア、ギリシャは1999年、ドイツ、ルクセンブルク、ニュージーランド、スイスは2001年、チェコ、メキシコ、トルコは2002年、ベルギー、スペインは1995年の値。

(出所) 『平成18年度年次経済財政報告』(内閣府)

また、所得格差の国際的な比較のために用いられる指標の一つとして、相対的貧困率という概念がある。これは、可処分所得が全人口の中央値の半分に満たない者の割合をいうが、本年7月に発表されたOECD対日経済審査報告は、日本の相対的貧困率がOECD諸国で最も高い部類に属するとし、その原因は、正規雇用と非正規雇用の賃金格差や非正規雇用の割合の上昇による労働市場の二極化にあるとしている¹⁰。

2. 若年層における所得格差

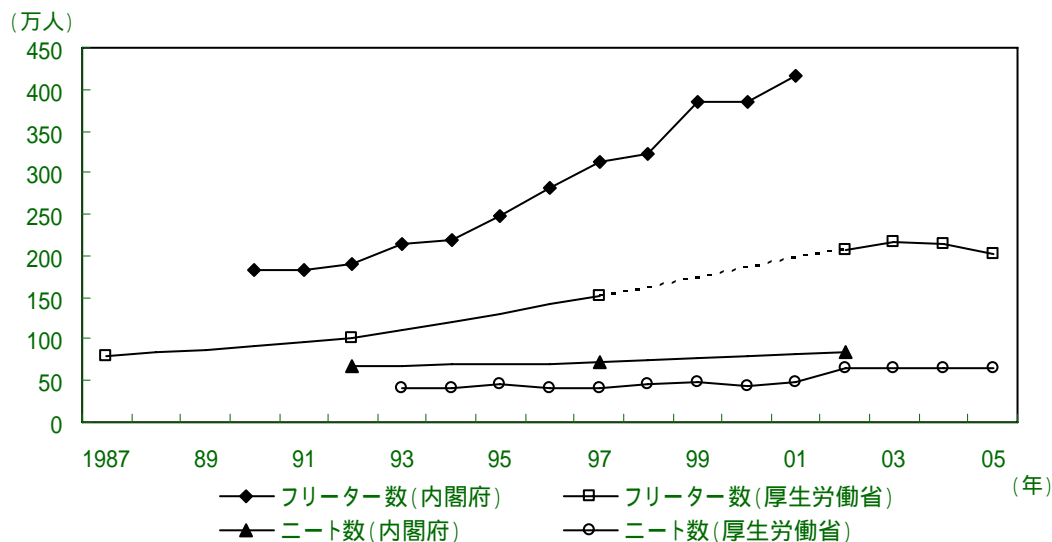
(1) ニート、フリーターの増加

図2で見たように、近年、30歳未満の若年層のジニ係数が、平成11年、16年と連続して上昇しており、フリーター、ニートの増加や若年層における非正規雇用の拡大は、格差拡大の要因を内包しているとして懸念されている。バブル崩壊後の景気低迷期における企業の採用抑制、若者の職業観や就労意識の変化等により、若年層において、ニート、フリーターが増加してきているが、収入のないニートはもちろん、正社員より収入の少ないフリーターが増加すれば、若年層における所得格差が拡大し、ジニ係数も上昇することになる。

ニート、フリーターの定義は、内閣府と厚生労働省で異なっているが¹¹、それぞれの定義によるニート、フリーター数をグラフで表したものが図6である。これまでは、フリー

ター数については増加、ニート数については微増という傾向がうかがえるが、厚生労働省の調査によれば、2004年以降、フリーター数は若干減少している¹²。

図6 ニート、フリーター数の推移



(備考) フリーター数(厚生労働省)の1987年から1997年までの数値と2002年から2005年までの数値は、フリーターの定義が異なっているため、接続しない点に注意する必要がある。

(出所) 『平成15年版国民生活白書』(内閣府)、「若年無業者に関する調査(中間報告)」(内閣府)、『平成18年版労働経済の分析』(厚生労働省)より作成

我が国では、新規学卒者が就職する場合、最初に正社員として採用されなければ、その後に正社員として採用されるチャンスは少ない。バブル崩壊後の不況期には、正社員としての就職をあきらめ、フリーターとして働くことを余儀なくされた者も多いと思われる。現在、景気回復もあり、企業は新卒採用を増加させていると言われていたが、調査によれば、フリーターを正社員として採用することについては、「経験・能力次第で採用」64.0%、「採用しない」24.3%、「卒業後、一定期間であれば採用」8.1%、「積極的に採用」1.6%、「その他」3.8%と¹³、厳しい状況となっており、就職氷河期にフリーターにならざるを得なかった者が将来的にもフリーターとして固定化してしまう懸念がある。

(2) 正規雇用、非正規雇用間の賃金格差

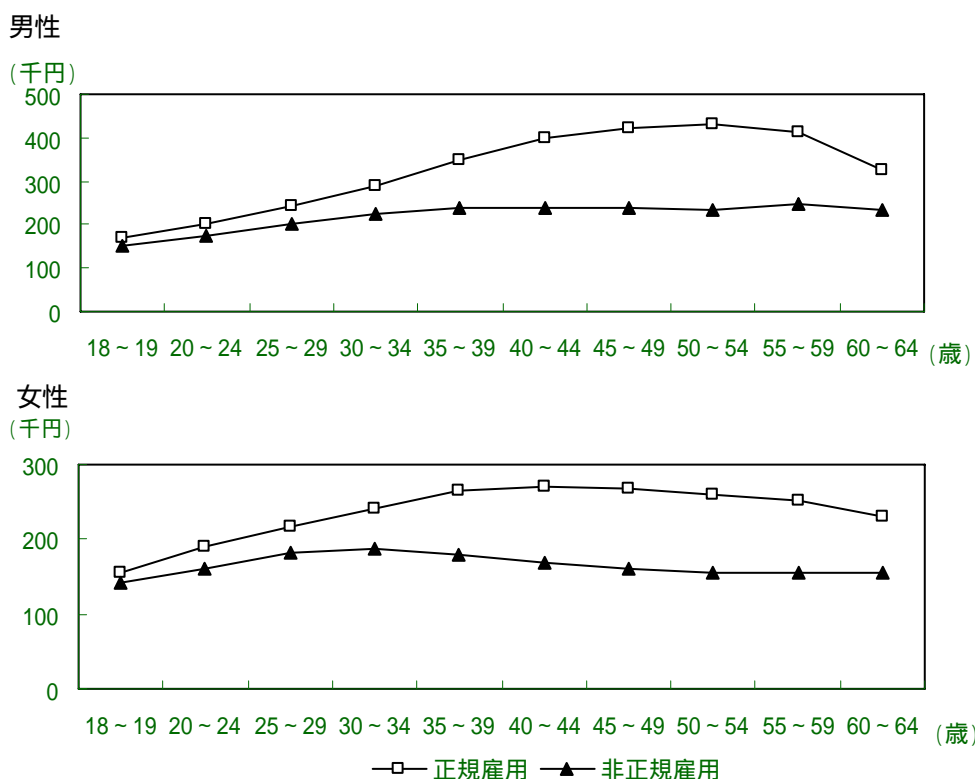
若年層におけるジニ係数上昇の要因は、ニートや、フリーター等非正規雇用の増加による所得格差、賃金格差にあると考えられるが、若年層に限らず、非正規雇用の賃金は正社員に比べて低く抑えられることが多く、正規雇用と非正規雇用の賃金には大きな格差がある。また、正社員であれば、一般に、勤続年数が長くなるにつれ賃金も上昇するが、非正規雇用では、賃金は上昇しないか、上昇するとしてもわずかである。正規雇用と非正規雇用の賃金格差は、40代から50代で大きくなっているが、現在若年層に多く見られる非正規雇用が中高年齢層にも拡大することになれば、今後は、ジニ係数の上昇も若年層から中高

年齢層に波及することとなる。

図7は、正規雇用と非正規雇用の賃金格差を示したグラフである。ここでいう「賃金」は1か月分の所定内給与額であり、ボーナスは含まれていない。非正規雇用の場合、ボーナスが支給されないことが多いため、ボーナスも含めれば、格差は更に拡大することになる。

また、非正規雇用者は社会保険に加入できないことも多く、企業が正社員向けに提供する福利厚生面での恩恵も受けることができない。正規雇用と非正規雇用の間には、賃金以外の待遇においても大きな格差がある。

図7 正規雇用、非正規雇用間の賃金格差（月額）



(出所) 『平成17年賃金構造基本統計調査』(厚生労働省)より作成

(3) 非正規雇用の拡大

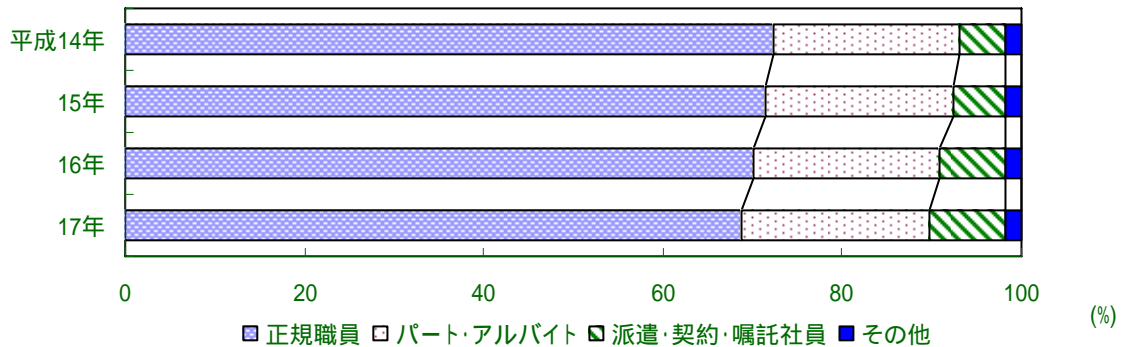
雇用者に占める非正規雇用の割合は拡大を続けており、現在では30%以上を占めている。これには、バブル崩壊後の不況期において、人件費の抑制のため、正社員のリストラを進める一方で、非正規雇用の比率を拡大してきたという背景がある。

近年は、パート・アルバイトの比率にそれほど変化はないが、派遣・契約・嘱託社員の割合が増加し、その分、正社員の割合が減少している。これは、企業において、自社雇用を少なくし、派遣、請負等に置き換えようとする動きが進んできたからではないかと思われる¹⁴。

なお、平成18年については、派遣・契約・嘱託社員の雇用者全体(役員を除く)に占める割合は、1~3月平均が8.10%、4~6月平均が7.81%と低下し、正社員は1~3月平

均が66.85%、4～6月平均が67.83%と上昇している¹⁵。これについては、最近の景気回復を背景として、企業が正社員の採用に積極的になっていること等が考えられる。

図8 非正規雇用の割合の推移



(出所) 『労働力調査年報』(総務省)より作成

おわりに

現在は、景気の回復もあり、企業の採用意欲は高く¹⁶、新規卒業者については、バブル期以来の売り手市場と言われているが、これについては、不況期の採用抑制の反動や、団塊世代の退職への備えという要因も考えられる。また、企業側としては、今後も経済のグローバル化や国際競争にさらされるとすれば、正社員の採用抑制や業務の外部委託による総人件費の抑制により、競争力の強化を図ることになるのではないかとも思われる。

既に見たように、正規雇用と非正規雇用の間で賃金や待遇の格差があるが、非正規社員の採用による総人件費抑制の動きが今後も継続することになれば、OECD対日経済審査報告が指摘するように、労働市場の二極化が一層進むことになろう。実質的に正社員と同様の業務を行っている非正規社員も多いと言われているが、特にそのような労働者については、同一価値労働同一賃金の原則¹⁷の導入等も含め、非正規雇用であるという理由だけで不利に扱われることがないようなルール作りを進めていくべきではないかと思われる。

また、就職氷河期に卒業し、フリーターを選択せざるを得なかった者が、正社員として雇用されるチャンスが再び得られるよう、再チャレンジが可能な社会の仕組みを作っていくことも、喫緊の課題として挙げられる¹⁸。非正規社員の待遇改善や正社員の採用維持のためには、企業側にそのようなことができる余裕がなければならず、その意味でも、今後とも持続的な景気の回復、拡大を図っていく必要があると思われる。

¹ ジニ係数については、付注を参照。

² 本年1月、閣議に提出された「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」(内閣府)においては、「格差拡大の論拠として、所得・消費の格差、賃金格差等が主張されるものの、統計データからは確認できない」、「中流意識は未だ根強いなど、個人の生活実感においても格差が拡大しているという意識は確認されない」、「ただし、ニート、フリーター等若年層の就業・生活形態の変化には、将来の格差拡大要因を内包していることには注意が必要」としている。

³ 第164回国会参議院本会議録第3号23頁(平18.1.25)。内閣総理大臣の答弁としては、他に、衆議院

本会議録第2号6頁(平18.1.23)、衆議院本会議録第3号10頁(平18.1.24)、衆議院予算委員会議録第2号16頁(平18.1.26)、参議院予算委員会議録第2号10頁(平18.2.1)、衆議院予算委員会議録第20号28頁(平18.3.2)、参議院決算委員会議録第4号26頁(平18.3.2)等がある。

⁴ 第164回国会参議院経済・産業・雇用に関する調査会会議録第2号(平18.2.15)

⁵ 『平成18年度年次経済財政報告』(内閣府)では、「家計からみた経済的格差」(第3章第3節、256頁)、『平成17年版労働経済の分析』(厚生労働省)では、「所得格差の動向と勤労者生活」(第3章第1節2、180頁)において、格差の問題が取り上げられている。

⁶ 所得の概念や調査対象世帯の特徴等に関する主な所得統計の比較については、勇上和史「日本の所得格差をどうみるか」『JIL労働政策レポートVolume3』6頁、『平成18年度年次経済財政報告』349頁参照。

⁷ 年齢別ジニ係数を見ると、高齢層のジニ係数は低下しているが、大竹文雄『日本の不平等』(日本経済新聞社 平17.5)17~25頁では、対数分散による要因分析の結果、人口の高齢化の効果によって1984年から99年にかけての所得格差の変化をほとんど説明できるとしている。また、『平成18年度年次経済財政報告』262頁においても、89年から99年にかけて所得格差の変化の多くは人口動態効果により説明できるとしている。

⁸ 宮島洋・連合総合生活開発研究所『日本の所得分配と格差』(平14.10)111~113頁、石川達哉「年齢階層別に見た経済的格差の動向」(ニッセイ基礎研 REPORT 2006.6)4頁。

⁹ 『国勢調査』(総務省)による。なお、平成17年については、抽出速報集計結果による。

¹⁰ 我が国の相対的貧困率に関して、政府は、OECDの分析では我が国の統計として国民生活基礎調査が用いられているが、全国消費実態調査を用いるとすれば相対的貧困率がOECDの試算よりも低くなるとしている。『平成18年度年次経済財政報告』266頁。なお、各種統計の比較については、前掲注6に挙げた文献を参照。

¹¹ 内閣府は「フリーター」を「学生、主婦を除く若年のうち、パート・アルバイト(派遣等を含む)及び働く意志のある無職の人」と、「ニート」を「就業希望は表明しながら求職活動は行っていない又は就業希望を表明していない若年無業者」と定義している。厚生労働省は「フリーター」を「1987年、92年、97年は、年齢15~34歳で現在就業している者については勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である雇用者で、継続就業年数が1~5年以内の男性、未婚で仕事を主にしている女性、現在無業者については家事も通学もしておらず「パート・アルバイト」の仕事を希望する者、2002年から2005年は、年齢15歳~34歳で卒業生(男性)、卒業生で未婚の者(女性)であり、雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」、非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者」と、「ニート」を「15~34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者」と定義している。

¹² 定義上、フリーターにはパート・アルバイトを希望する完全失業者が含まれているため、その者が正社員を希望すれば、フリーターとしてはカウントされないこととなる。

¹³ 「2006年春期労使交渉・労使協議に関するトップ・マネジメントのアンケート調査結果」(日本経済団体連合会 2006年8月)。

¹⁴ 労働者派遣法(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」)は、従来、適用対象業務を一定の専門的業務に限定していた。平成11年の改正により、一定の業務以外は労働者派遣を行うことができる(ネガティブ・リスト方式)ようになり、平成15年には、これまで除外されていた「物の製造」業務が対象業務に含まれ、製造工程にも労働者派遣が行えるようになるなど、対象業務が拡大されている。

¹⁵ 「労働力調査詳細結果」(総務省)より算出した。

¹⁶ 「平成17年企業における若年者雇用実態調査結果」(厚生労働省)によれば、今後3年間に若年正社員の採用を「増やす」とする企業は36.4%であるのに対し、「減らす」とする企業は6.1%、「採用しない」とする企業は13.3%である。

¹⁷ EUでは、1997年12月のパートタイム労働に関する枠組み協約に関する指令において、非差別の原則が定められている。ただし、我が国に同一価値労働同一賃金の原則を法的に導入することについては、「社会的基盤がなく、これを明確な法規範とすることは、立法政策上も、公序の解釈論においても、相当に困難である」(菅野和夫『労働法(第七版)』(弘文堂 平17.4)180頁)とする慎重論もある。

¹⁸ 平成18年3月、内閣官房長官を議長とする再チャレンジ推進会議(「多様な機会のある社会」推進会議)が設置され、5月、中間取りまとめが発表された。

付注

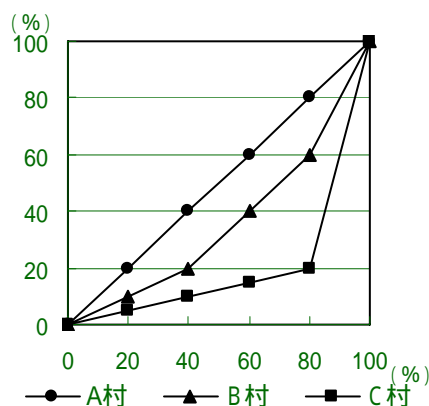
ジニ係数は格差を表す代表的な指標である。以下、簡単な例を用い、ジニ係数の計算方法を紹介する。それぞれ5人の村人で構成されるA村、B村、C村という三つの村があり、村人の所得を低い方から順に並べると、次のようになるとする。

	A村	B村	C村
村人1	200	100	50
村人2	200	100	50
村人3	200	200	50
村人4	200	200	50
村人5	200	400	800
合計	1000	1000	1000

A村、B村、C村について人員と所得を累積し、累積人員の全人員に対する割合と、累積所得の合計所得に対する割合を求めたものが次の表である。

累積人員 割合 (%)	累積所得割合 (%)		
	A村	B村	C村
20	20	10	5
40	40	20	10
60	60	40	15
80	80	60	20
100	100	100	100

横軸に累積所得割合、縦軸に累積人員割合をとると、A村、B村、C村について、次のような曲線（ローレンツ曲線）を描くことができる。ジニ係数は、原点を通る右上がりの45度の直線（均等分布線）とローレンツ曲線で囲まれた部分の面積の、均等分布線より下方の三角形の面積に対する比率で表される。ジニ係数は、A村では0.00、B村では0.28、C村では0.60である。



ジニ係数は、0から1の間の値を取り、0であれば均等分布線と一致し、A村のように完全に平等となり、1に近づくにつれ、格差が大きくなっていく。1人が富を独占している状況であれば、ジニ係数は1となる。

(出所)「格差について」(山澤成康跡見学園女子大学助教授作成資料)をもとに作成